

平成28年度 社会福祉法人志純会法人本部事業計画

1 事業方針

介護保険法の目的である「利用者の尊厳の保持と能力に応じた自立した日常生活」の実現に向けて、志純会の運営理念「和」と「絆」を基本に据え、また関係諸法令を厳守し、利用者・家族、地域社会に対し最良なサービス提供ができるよう、以下の方針による運営に努める。

- (1) 利用者・家族、地域社会のニーズの的確な把握と積極的な情報開示・情報発信に努め、きめ細やかな福祉及び保健医療サービスを提供する。また、利用者家族の支援、ボランティアや地域住民などの多様な人材、各種関係機関との連携・協力などを通じて、利用者・家族、地域社会に貢献し、親しまれ、選ばれる施設づくりを推進する。
- (2) 利用者の人権・権利擁護、リスクマネジメント、認知症介護、看護、リハビリ、栄養ケアマネジメントの充実を図り、良質なサービス提供を推進する。
- (3) 職員の資質の向上及び人材育成に努めるとともに、心身ともに健康で、安心して働くことができる労働環境づくりを推進する。
- (4) 業務の効率化及び情報の共有化、財務・人事給与制度の改革及び事務・会計処理の適正な遂行により、法人及び各施設の効果的な運営管理と経営基盤の安定化を図る。

2 事業内容

- (1) 理事会・評議員会運営
法人及び施設の事業計画・予算・決算の算定・執行、そのほかの重要案件について審議する。
- (2) 監査の実施
法人及び施設の事業運営、財務、財産の状況、理事会の業務執行状況等を監査する。
- (3) 法人運営会議開催
法人各施設の事業経営（運営）等の重要事項を協議する。
- (4) 苦情対応
利用者の権利擁護のために、地域を代表される第三者委員からの意見の聴取及び弁護士等からの法的な助言を得て解決に導く。また利用者・家族の苦情のみならず、施設と本部に苦情受付窓口を設けて細やかな要望等の収集に努め、適正なサービス

提供が持続できるよう全職員で改善・向上に努める。

(5) 法人及び各事業の進行管理

介護報酬改定や法制度の動向など、経営判断に必要な情報の収集・分析、経営上のリスク判断など、法人の課題分析を行い対応策を検討する。

(6) 職員の人材育成

職員一人ひとりが仕事の経験や知識・技術を身につけながら成長し、能力や資質を高め、良質な介護サービスを提供することができるよう職員の個別育成（研修）計画の策定と実施、人材育成の取り組みを推進する。

(7) 公平公正な人事管理・評価の推進

個人面談を通じた目標管理、人事評価項目の公表等を通して活力ある組織づくりを進める。

(8) 定年退職者等の再雇用

「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき、職員が定年後も様々な職場で活躍できる職場づくりに取り組む。

(9) 法人経営基盤の安定化

法人、各施設の資金・財産の適正管理を促進し、各施設の利用状況・収支状況の一元的把握、経営指標の作成と経営分析などを行い、法人経営基盤の安定化を図る。

(10) 社会福祉法人改革の推進

社会福祉法等の改正をふまえて、経営組織のガバナンスの強化に取り組む。

平成28年度 特別養護老人ホームやまぶきの苑事業計画

1 事業目的

1) 指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホームやまぶきの苑

老人福祉法の基本理念に基づき、利用者の人格を尊重し、身体上または精神上著しい障害等があるために常に介助が必要とされながら、家庭の事情等により十分な介助を受けることが困難な方を対象に介護サービスを提供します。

そして、利用者が明るく健康的な雰囲気の中で、自立、自助の意識を高め快適な生活環境を作り、生きがいのある楽しい毎日が過ごせるように努めるとともに、地域の方々との交流を図り、事業運営に対する理解を深め、協力を得られるよう努めます。

また利用者及びご家族の方との信頼関係を深め、施設での日常生活の日々の観察をしながら個々のニーズに合った個別処遇を行います。

利用者の健康管理については、疾病予防、苑内感染予防対策のため、嘱託医師の指導のもとに、看護職員を中心に適切な個別看護を実施するとともに、栄養管理についても十分に配慮して、食中毒の防止に努め、利用者の心身の健康保持に努めます。

2) 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

高齢者の方を介護されているご家族が、病気、休養、冠婚葬祭、旅行の時などに、寝たきりや認知症の高齢者の方が一時的に入所利用され介護サービスを受けることができます。

利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、地域との結び付きを重視し、市町村、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めます。

2 サービスの基本方針

重んじる言葉は「和」と「協調」

- 施設の主役は利用者であることを基本に、責任をもって介護サービスに努めます。
- 施設の職員は、笑顔で礼儀正しく、「和」と「協調」を重んじるとともに、資質の向上を図ります。
- 施設の職員は、愛情をもって利用者の気持ちを理解するよう努めます
- 施設の職員は、思いやりの心と笑顔をもって介護サービスに努めます。

- 施設の職員は、優しい心と温かな心をもって介護サービスに努めます。
- 施設の職員は、介護技術を磨くために研修会等に積極的に参加し、介護サービスの向上に努めます。
- 施設の職員は、利用者のプライバシーの保護や個人情報の保護に努め、信頼性の高いサービスに努めます。

3 利用者に対する処遇

1) 生活支援

利用者の自立性、主体性を尊重し優しい心と温かな心をもって介護サービスに努めます。利用者のプライバシーの保護、心身の健康維持と機能回復に努めます。カンファレンスにおいては家族の意向を反映させるため、日頃から家族と連絡を密に取っていきます。

2) 健康管理

利用者の身体状況を的確に把握し、嘱託医師と連絡を密にし疾病の予防と早期発見に努めるとともに、上牧温泉病院等と連携を図って、夜間等の緊急時の対応を迅速に行います。

3) 食事

毎月の行事食の中で季節感を味わっていただくとともに、地場の食材を使った料理なども堪能していただきます。旬のものを生かした栄養価の高い美味しい食事を提供し、調理も出来るだけ温かい食事が提供できるように努めます。また、月に一回おやつレクリエーションを実施し、利用者の目の前でおやつを調理して食を楽しんでいただけるよう努めます。

4) 環境の整備

利用者がホームで安心して快適に過ごしていただけるように、建物の整備と美化に努めます。

また、利用者の身の周りの整理整頓と館内の適正な温度管理・空気清浄に努めます。

5) 処遇改善

利用者の処遇改善のための各種委員会を開催し、より良い介護サービスの提供に努めます。

(カンファレンス、全体会議、ケース会議、褥瘡・排泄委員会、感染対策委員会、リスクマネジメント委員会、身体拘束廃止委員会、看取り介護体制推進委員会、認知症ケア委員会、業務見直し委員会、ショートステイ委員会等)

6) 日課

起床洗面	6 : 3 0
朝 食	7 : 3 0
おやつ (お茶、牛乳)	1 0 : 0 0
朝の会	

レクリエーション	10:15～11:30
クラブ活動	10:15～11:30
健康体操	11:00
リネン交換（2週間）	11:00～12:00
昼食	12:00
入浴	10:00～11:30
（月、水、木、金、土、日）	14:00～16:00
*入浴日以外はレクリエーション	
おやつ（和・洋菓子等）	15:00
夕食	18:00
消灯	21:00
おむつ交換	（必要に応じ随時）
定時おむつ交換（1日7回）	
	AM8:30・AM11:00・PM2:00・PM4:00
	PM8:00・AM 1:00・AM 4:00

7) 介護にあたって心掛ける事項

① 医師から特に指示がある人を除き全員離床するとともに、行事等の参加については個人の意思を尊重しながら無理のない参加を促すことに努めます。

② 認知症高齢者が、不安を抱かないで情緒の安定を図り、安心した日々を過ごすことができるよう受容的態度で接することに努めます。

③ 入浴は、ゆっくり入ってもらえるよう意思を尊重するとともに、プライバシーの保護と安全確認に努めます。

④ 利用者や家族からのニーズや、身体、精神状態などを勘案しながら、ケアプランを作成し個別ケアを実施します。

⑤ 年月を経過するごとに帰省が等家族との交流が少なくなる傾向にあるので、施設で実施する諸行事等に家族の参加が図られるよう、手紙、電話等を通じて、交流機会の助長に努めます。

⑥ とかく平凡な毎日となりやすいので、行事の中に季節感を感じられるように配慮しつつ、各種慰問等を積極的に受け入れるよう努めます。

4 介護サービス体制（介護職員のグループ化）について

平成23年度より入所利用者がショートステイを含めると100名となっていますが、ますます利用者の重度化が予想されるので、利用者個々の介護計画に基づいた安心安全の介護サービスが求められています。

介護の原点である利用者本位の介護サービスの提供とリスク回避を図るため、介護職員のグループ分けを行い、きめ細かな介護サービス体制を確立します。

1) 実施時期

平成28年6月より

2) グループ分け（2グループ）

グループ1→2階フロア（利用者50名）

グループ2→1階フロア及び別館フロア（利用者50名）

3) 職員の育成

職員の能力開発と人材育成を着実に推進するため、グループ間の人事異動を定期的に行います。

5 入所者の状況

○ 町村別入所者

平成28年3月14日現在

町 村 名	男	女	町 村 名	男	女
みなかみ町	6	65	川場村	1	
沼田市	1	9	湯沢町		3
片品村	1	3	小計	10	80
昭和村	1		計		90

○ 介護度別

平均介護度 3.91

要介護度	男	女	計
介護1		1	1
介護2		10	10
介護3	5	13	18
介護4	2	26	28
介護5	3	30	33
合計	10	80	90

○ 年代別 平均年齢 86.6歳

年代層	男	女	計
50歳代			
60歳代	1	2	3
70歳代	2	8	10
80歳代	5	33	38
90歳代	2	33	35
100歳代		1	1
合計	10	80	90

※平成27年3月 平均介護度 3.84

○ ショート利用者（平成28年3月）

登録者 85

○ 社会福祉法人による利用者負担軽減対象者（平成28年3月）

2名

6 人材育成と職員研修

職員の資質向上を図ることがサービス向上のために必要不可欠です。人材育成のための職員研修を積極的に推進します。

1) 研修委員会において施設内研修計画を立て計画的に研修を推進します。

- 認知症ケア研修
- 施設における危機管理についての研修
- 事故防止・リスクマネジメント研修
- 感染症対策研修
- 高齢者虐待防止対応研修
- 褥瘡防止対策研修
- その他必要に応じて適宜必要な研修を実施

- 2) 外部機関の開催する各種研修会に積極的に派遣します。
 - 認知症ケア研修（認知症介護実践者研修・認知症介護リーダー研修等）
 - 指導的職員研修、中堅職員研修
 - 喀痰吸引等研修
 - 看取り介護研修
 - 事故防止・リスクマネジメント研修
 - 感染症対策研修
 - 看取り介護研修
 - 身体拘束廃止研修
 - その他必要に応じて適宜必要な研修に派遣

- 3) 実習生や体験学習、資格取得のための現場実習等を受け入れます。
 - 介護福祉実習
 - 介護員養成研修（訪問介護員養成研修2級課程）実習
 - 介護等体験
 - ボランティア等

7 防災訓練

やまぶきの苑消防訓練計画に基づいて、利根沼田広域消防署の指導により避難訓練を実施します。消防設備の点検については、毎年コートクエレメンテ（株）に委託し設備点検を実施していますが本年も安全対策に努めます。消防設備の自主点検については毎月1回行います。

8 各委員会の開催

- 1) 全体会議
利用者のサービス業務、施設運営、サービス等全職員を対象とした会議を、毎月1回開催し、情報の共有、サービスの徹底、計画報告の確認を行います。
- 2) ケースワーカー会議
利用者の処遇に関する事及びサービスに関する事についての会議を毎月1回開催しサービスの徹底を図ります。
- 3) 業務見直し委員会
サービス向上や業務改善のための会議を毎月1回開催します
- 4) 研修委員会
年間研修計画の樹立、施設内研修の実施内容の検討等を行うための会議を随時開催します。

5) 行事担当者会議

利用者の皆さんに楽しんでいただく行事の内容、段取りについて毎月1回会議を開催し周知徹底を図ります。

6) 褥瘡・排泄委員会

利用者の褥瘡に関する事、排泄に関する事について、改善のための会議を毎月1回開催します。

7) 感染対策委員会

施設内の感染防止のための対策会議を毎月1回定期的に開催します。(季節性インフルエンザ、ノロウイルス対策等)

8) 身体拘束廃止委員会

利用者の身体拘束の廃止対策について、毎月1回定期的に開催します。

9) リスクマネジメント委員会

事故防止対策、発生事故の検証等を毎月1回定期的に開催します。

10) ショートステイ委員会

ショートステイの受入れの準備、調整のための会議を毎月1回定期的に開催します。

11) 認知症ケア委員会

職員の認知症ケアについての検討を毎月1回定期的に開催します。

12) 看取り介護体制推進委員会

看取り介護体制の推進のための会議を随時開催します。

13) 実習委員会

実習生の受入れの準備、調整のための会議を随時開催します。

14) ケアカンファレンス

利用者一人に対し、年2回程度のカンファレンスを実施する。その他、状態の変化に応じたカンファレンスを随時開催します。

15) 生活リハビリ指導

利用者の生活リハビリについて、理学療法士の訪問指導を毎月1回実施します。

9 苦情解決への取り組み

利用者、家族からの要望や苦情の申し出があった際には、苦情解決マニュアルにそって速やかに必要に応じた対応をします。苦情対応の具体的な取り組みとしては、第三者委員会、毎月の開催、苦情・要望・相談受付箱設置、随時入所者の近況を家族に報告等を行い、要望や苦情の申し出に対して誠心誠意を持って出来る限り早急に対応します。

10 各種行事について

- 4 月 お花見会
- 5 月 節句会
- 6 月 運動会（月夜野北小学校児童生徒との交流会）
- 7 月 七夕
- 8 月 納涼祭
- 9 月 ブドウ狩り
- 10 月 リンゴ狩り
- 11 月 紅葉狩り
- 12 月 忘年会
- 1 月 新年会（餅つき）
- 2 月 節分
- 3 月 ひな祭り

※ ボランティア慰問は随時受け入れます。

※ 外出行事や外食については参加可能な利用者様を対象に、毎月の行事とは別に実施します。

その他、防災訓練、入所者家族会、入所者健康診断、インフルエンザ予防接種、職員健康診断を随時実施します。

平成28年度月夜野デイサービスセンター (指定通所介護・予防介護) 事業計画書

運営目的

社会福祉法人志純会が運営する月夜野デイサービスセンターにおいて指定通所介護及び予防介護事業の適切な運営を行うことを目的として、支援や介護を必要とする高齢者に対し適切な各種のサービスを提供していく。また、日々の生活を営む中で高齢者自身が可能な限り自立し、身体的精神的に豊かな生活を続けられることを目標として、高齢者や家族の抱える様々なニーズを踏まえた問題解決の為のサービスを提供していく。

高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもと、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう地域包括ケアシステムの構築を推進する。

1 サービスの提供

利用者及び家族の抱える課題（身体的、精神的）を把握し、心身機能の維持及び精神的負担を解消するよう介護・予防サービスを提供する。（利用者の自立性、主体性を尊重する）利用者、介護者の思いを受けとめ信頼関係を築き、よりよいサービスの展開を図る。（苦情、相談の窓口設置）

2 広報誌の発行及びパンフレットの作成

デイサービスの情報や介護保険情報を提供し、一般住民及び利用者とそのご家族に理解を深めていただき積極的なサービスの展開を図る。

また、志純会のホームページの活用を図る。

3 他機関との連携

サービスの資質の向上を図るため関係機関との情報交換を随時行い、積極的な事業展開を図る。サービス担当者会議への出席は責務である。（事前に個人情報提供に際しての承諾を受ける）

地域ケア会議への参加

4 社会参加の支援

在宅において外出の機会を得ることが困難な高齢者に対し、安全を配慮した外出機会を提供して積極的な社会活動を推進する。花見、水仙見学、紅葉狩り、ドライブなど充実した外出行事を提供する。

5 地域住民との交流

ボランティア活動の受け入れ。文化祭への作品出展、見学。中学生の体験学習の受け入れ。

6 アンケート調査の実施

サービスの状況や内容に対しアンケートを実施し更なるサービスの向上に努める

- 7 健康管理の充実を図る（体重測定・口腔ケアの推進）
利用時のバイタル測定。年4回の体重測定の実施。食後の口腔清潔保持。
- 8 年中行事の開催
古くからのしきたりや伝統を踏まえながら四季折々の行事を提供し意欲向上を図る。
- 9 季節を感じる食事の提供とおやつ作りの実践
自分たちでおやつを作って食べる手作りおやつレクの実施。
- 10 誕生日を迎えられる利用者へのお祝い
花と手作りバースディカードのプレゼント
- 11 通所介護計画の作成と担当ケアマネージャーへの交付、利用者・介護者への説明
- 12 定期的なケアカンファレンスによるモニタリングと評価の実施
月1回のケアカンファレンスの実施。一人の利用者に対し、年2回のカンファレンスを実施。担当ケアマネージャーへの毎月のモニタリング報告。
- 13 機能訓練の強化（個別・集団）
生活リハビリ、歩行練習（散歩）の実施。歩行機会を増やし筋力低下を防ぐ。
- 14 祝祭日のサービス提供
他事業所併用利用者の祝祭日利用の受け入れ
- 15 1日サービス見学の実施
ケアマネージャーへ1日サービス見学を周知するとともに対象利用者に積極的にPRする
- 16 職員研修の実施
各種研修会への積極的な職員派遣。
- 17 園芸レクリエーションの充実
四季折々の花や野菜作りを行う。農作業を通して筋力低下を防止する。
収穫の喜びを味わう。収穫した野菜を使つての手作りおやつレクの実施。

平成28年度事業内容

1. 年間行事

実施月	行事名	場 所	備考
4月	お花見ドライブ	沼田公園	
5月	水仙見学	ノルンスキー場	
6月	そば打ち実演 災害避難訓練(特養合同)	デイサービスホール やまぶきの苑	
7月	夏祭り	デイサービスホール	
8月	ビアガーデン	デイサービスホール	
9月	田園プラザドライブ	川場村	
10月	ぶどう狩り 災害避難訓練(特養合同)	富美フルーツ(沼田市) やまぶきの苑	
11月	運動会 文化祭見学	デイサービスホール カルチャーセンター	
12月	クリスマス会	デイサービスホール	
1月	餅つき大会	デイサービスホール	
2月	豆まき、握り寿司実演	デイサービスホール	
3月	ひな祭り	デイサービスホール	

※ 毎月手作りおやつレク実施

平成28年度 指定居宅介護支援事業 事業計画書

2025年に向け、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築が喫緊の課題であり、保険者であるみなかみ町も平成28年3月にその基本をなす総合事業（介護予防・日常生活支援総合事業）への移行を行っている。

その為居宅介護支援においても制度改正（予防給付の地域支援事業への移行等）に柔軟かつ的確に対応していくと共に、社会資源のひとつとして地域貢献を行っていく。

（1）基本方針

人は、加齢や疾病など様々な原因によって他からの支援や介護を必要とする状態（要支援・要介護状態）になり、自分だけあるいは家族だけの力で生活をまかなうことが困難になる事がある。たとえ要支援・要介護の状態になり、介護サービスを受けても「可能な限りできる範囲で、自分らしい生活を在宅にて営むこと」「その人の生活・人生を尊重すること」、すなわち「自立支援」「尊厳の保持」を理念・基本方針とする。対人援助専門職としての基本的姿勢は、「利用者のこれからの生活と人生を共に考えていく」ことに置くこととする。

また地域包括ケアシステムの構築に向け、地域包括支援センター・医療機関・地域及びサービス事業所との連携を図り、介護予防や支援困難ケース等に対処していく。特に限界集落が多く点在する地域性に配慮し、地域・行政・医療及び多種多様な事業所との調整を図り、利用者が住み慣れた地域・自宅で生活できるよう支援していく。

（2）重点目標

①利用者本位の考え方に基づく個別サービス・ポジティブプランを作成・提供していく。

②ケア・支援の連続性の視点を継続し、利用者の満足度を高める。

③介護給付の抑制を見据え、社会資源の活用や必要な社会資源の発掘を行う。

④質の高い支援が行えるように、自己研鑽、研修等を通じ専門性を高める。

（特に今後の高齢社会に対応し、認知症のケア及び医療に重点を置く）

⑤定期的に事業所内の会議を開催し、利用者に関する情報の共有及びケアの質の向上を図る。

⑥特定事業所加算の継続的取得及び「医療連携加算」「退院・退所加算」などの加算を積極的に行うと共に、各関係機関との連携を密にしニーズに沿ったケアマネジメントを行う。

⑦病院や老人保健施設等との連携の強化を図り、退院後の生活を支え早期に

在宅復帰・社会復帰ができるよう支援していく。

- ⑧地域包括ケアシステムを担う一員として、地域ケア会議への積極的な参画を行う。

(3) 事業内容

- ①在宅で生活している要介護者等が、日常生活を営むために必要な保健医療、福祉サービスを適切に利用できるよう、要介護者等からの依頼を受けて、心身の状況、環境、本人や家族の希望等を勘案し、利用する指定居宅サービス等の種類や内容等を定めた計画（居宅サービス計画）を作成する。
- ②地域包括支援センターからの介護予防ケアマネジメント（部分）の事業委託を受け、要支援者の生活機能の低下の程度に対応し、生活機能の維持、向上に取り組んでいく。（介護予防サービス・支援計画作成）
- ③介護サービス計画、介護予防サービス・支援計画に基づき、指定居宅サービス等の提供が確保されるようサービス事業者やその他の者との連絡調整等の便宜の提供を行う。
- ④居宅サービス計画の内容に基づき毎月給付管理票を作成し、群馬県国民健康保険団体連合会への提出を行う。（介護予防は市・町の地域包括支援センターに提出）
- ⑤要介護者が介護保険施設への入所を要する場合には、介護保険施設の紹介その他便宜の提供を行う。
- ⑥要介護者等が医療機関への入院及び退院するにあたり、医療機関と利用者に関する情報共有を行い、医療と介護の連携の強化を行う。
- ⑦各市町村からの委託を受け、認定調査を行う。

(4) 事業内容の構造と過程（週間、月間、年間業務に共通）

○サービス開始前

- ① 当初課題分析（初期アセスメント）の実施
- ② 介護サービス計画（ケアプラン）原案の作成
- ③ サービスの調整・仲介の検討
- ④ サービス担当者会議の実施
- ⑤ 初動的介護サービス計画（初動ケアプラン）の作成
- ⑥ サービスの調整・仲介の実施

○サービス開始以降

- ① ニーズとサービスのマッチングの観察、サービス導入によるニーズの変化の観察、サービス間の適切な連携の観察（初期モニタリング）
- ② 初動的介護サービス計画（初動ケアプラン）の見直し・修正の必要性の検討、必要に応じたサービス担当者会議の実施
- ③ 本格的介護サービス計画（継続ケアプラン）の作成
- ④ ニーズとサービスの継続的な把握（継続的モニタリング）と評価、必要に応じたサービス担当者会議の実施、必要に応じたケアプランの修正（継続ケアプラン）

平成28年度 グループホームやまぶきの苑事業計画

1. 基本方針

- ①ご利用される方をありのままに受け入れ一人ひとりの時間が持てるように努めます。
- ②暖かく元気の詰まった家庭をみんなで作ります。
- ③ご利用される方の出来る事、出来ない事を見極め活力ある生活を送れるようにお手伝いします。

2. 取り組み

①良質なサービスの提供

- ・丁寧な言葉遣いと態度で接する。(入居者、来客者、職員間)
- ・認知症状態に応じた専門的ケアの実施
- ・安全管理の徹底
- ・事故防止
- ・健康管理の実施
- ・チームケアの実施
- ・利用者及び家族のニーズに沿ったサービスの実施
- ・余暇活動を充実させる
- ・職員のスキルアップ

②家族との連携

- ・行事等に対しご家族への呼びかけを行い交流の機会を持つ

③地域との連携

- ・運営推進会議を開催し、地域への情報の開示および情報交換を行う

④自立支援に向けた取り組み

- ・食事、排泄、運動、水分、口腔ケアを中心に生活支援を行う

3. 年間行事

実施月	行 事 名
4月	お花見・外食・手作りおやつ（おやき）
5月	端午の節句（餅つき）・そば打ち実演
6月	お誕生日会 災害避難訓練(特養合同)
7月	七夕・お誕生日会
8月	盆供養・バーベキュー・お誕生日会
9月	ぶどう狩り・北小学校運動会見学 お誕生日会
10月	お誕生日会 災害避難訓練（特養合同）
11月	握り寿司 ガールスカウト慰問
12月	クリスマス会
1月	鏡開き・お誕生日会
2月	節分（豆まき、恵方巻作り）
3月	ひな祭り・いちご狩り お誕生日会

平成28年度 介護老人保健施設からたちの丘事業計画

1 運営方針

1) 介護老人保健施設からたちの丘

利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めます。利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、サービス計画及びリハビリテーション計画に基づいて、医学的管理の下におけるリハビリテーション、看護、介護その他日常的に必要なとされる医療並びに日常生活上の世話を系列の病院との緊密な連携のもとに行い、居宅での生活への復帰を目指すとともに、利用者が可能な限りその居宅での生活を維持できるよう支援します。

2) 短期入所療養介護・介護予防短期入所生活介護

利用者が過ごしてこられた、暮らしや環境を可能な限り継続し、自立した日常生活を送ることができるよう、居宅サービス計画に基づいて、医学的管理の下にリハビリテーション、栄養、看護、介護その他日常的に必要なとされる医療並びに日常生活の支援を行い、居宅での長期的な生活を継続できるよう支援に努めます。関係市町村、居宅介護支援事業者並びに他の居宅サービス事業者との連携を図り、ご家族とともに日常生活に密着した総合的なサービスの提供に努めます。

3) 通所リハビリテーションからたちの丘

利用者の居宅サービス計画に基づき、必要なリハビリテーションや認知症ケア及び日常生活の支援を行い、利用者の心身機能の維持、回復を図ります。また、常にリハビリテーションを念頭に置いた支援を行い、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう在宅ケアの支援に努めます。ご家族と情報共有を図ることはもちろん、居宅介護支援事業者、その他保健福祉サービス及び関係市町村と密接な連携を図り、利用者が地域において総合的なサービスを受けることができるよう支援に努めます。

2 サービスの基本理念

○地域密着

- ・地域の福祉マンパワーとの連携
- ・在宅医療との連携

○安心の医療

- ・かかりつけ医との緊密な連携

- ・協力病院との連携
- ・紹介病院や系列病院との連携

○心と身体のリハビリ

- ・一人ひとりに合わせた充実したリハビリテーション
- ・認知症を支える継続的な支援
- ・切れ目のない福祉サービスの利用支援
- ・文化、レクリエーション活動を通じた心身のリフレッシュ

3 利用者に対する処遇

(1) 個別リハビリテーションの充実

- ・可能な限り在宅での生活を継続できるよう、計画を作成しリハビリテーションの充実を図ります。
- ・利用者の身体状況やご希望を定期的を確認します。
- ・サービス内容は常に在宅での生活を意識したものとします。

(2) 日常生活の充実

- ・リハビリテーションを意識した余暇活動を提供します。
- ・利用者の身体状況やご希望に応じた選択ができる環境を整えます。

(3) 認知症ケアの確立に向けて

- ・認知症の周辺症状の緩和を目指し、見守り・観察ケアとかかわりケアの実践により五感を刺激する活動に積極的に取り組みます。

(4) 感染対策・予防の徹底

- ・感染症に対する対策の基本である、①感染源の排除②感染経路の遮断③利用者の抵抗力の向上を徹底します。
- ・感染対策委員会を定期的を開催します。(必要があれば適宜開催)
- ・感染症に関する研修を実施し感染症対策についての職員知識・技術の向上に努めます。

(5) 利用者の安全確保

- ・安全かつ適切な介護サービスを提供するために事故抑止、再発防止に組織的に取り組みます。
- ・ヒヤリ・ハット報告、事故報告の分析を行い改善策の検討を実施します。
- ・検討された改善策を確実に実施するため、職員に対してわかりやすい資料を作成して周知徹底を図ります。

(6) 日課等

①入所施設

6時30分 : 起床・更衣・整容

7時30分 : 朝食
9時00分 : 口腔ケア
9時30分 : 排泄
10時30分 : 水分補給・余暇活動
(リハビリテーション体操・自主訓練・レクリエーション)
12時00分 : 昼食
13時00分 : 口腔ケア
13時30分 : 排泄
14時00分 : 余暇活動 (リハビリテーション体操・レクリエーション)
入浴 (※ 個別に週2回の入浴)
15時00分 : おやつ・水分補給
16時30分 : 排泄
17時30分 : 口腔ケア体操
18時00分 : 夕食
19時00分 : 口腔ケア
19時30分 : 更衣
21時00分 : 消灯
0時00分 : 排泄介助 (夜間時間帯は随時)

②通所リハビリテーション

8時30分 : 送迎開始・自宅へお迎え
9時00分 : バイタル測定・入浴・個別リハビリテーション
10時00分 : 水分補給・リハビリテーション体操
12時00分 : 昼食・口腔ケア
14時00分 : リハビリテーション体操・レクリエーション
15時00分 : おやつ・水分補給
15時30分 : 送迎開始

4 定員

介護老人保健施設 : 40 床

(1) 従来型 : 20 床

(2) ユニット型 : 20 床

短期入所療養介護 : (空床利用)

通所リハビリテーション : 20 名

5 各会議・委員会、研修の開催

(1) 会議・委員会

- ① 検討会議 : 入所の可否の検討
(週1回) 利用者の身体状況等についての情報共有及び検討
- ② サービス担当者会議 : ご利用者の身体状況等についての情報共有及び検討
(適時)
- ③ 全体会議 : 施設内での情報共有及び検討
(月1回)
- ④ 運営会議 : 主任以上の施設運営に関する情報共有及び検討
(月2回)
- ⑤ 感染対策委員会 : 感染症に関わる事項の情報共有及び対策の検討
(3ヶ月に1回)
- ⑥ 褥瘡対策委員会 : 褥瘡予防に関わる事項の情報共有及び対策の検討
(月1回)
- ⑦ NST委員会 : 多職種のメンバーでご利用者の嚥下状態や栄養状態に
(月1回) ついての情報共有及び対策の検討
- ⑧ リスクマネジメント委員会 : 事故に関わる事項の情報共有及び対策の検討
(月1回)
- ⑨ 身体拘束廃止委員会 : 身体拘束に関わる事項の情報共有及び対策の検討
(月1回)

(2) 職員研修

- ① 身体拘束廃止
身体拘束に関わる事項の情報共有や対策を講ずるために、全職員向けに身体拘束をしない介護とは何か研修を行います。
- ② 感染症予防
ノロウイルス、インフルエンザ等施設内で発生が危惧される感染症について知識向上を目的とし具体的な対策を学習します。
- ③ 避難訓練
非常災害時の対応、火災や災害発生時における対応の習得を目的とした施設内での避難訓練や非常災害時でのグループ内連携を図るため訓練を行います。
- ④ 事故予防再発防止
前年度等の事故報告、ヒヤリ・ハットに基づき、平成28年度の事故防止対策について事例を用いて学習します。

6 職員体制

	常勤	
	入所	通所
・医師（施設長）	1	
・看護職員	5	1
・介護職員	13.5	2
・支援相談員	1	
・介護支援専門員	1	
・作業療法士	1.5	0.5
・管理栄養士	1	
・薬剤師	0.15	
・事務職員	3	
・その他	1	

7 主な施設行事

- 4月 お花見
- 5月 端午の節句のお祝い
- 6月 あじさい祭り
- 7月 七夕
- 8月 納涼祭・盆供養
- 9月 敬老会
- 10月 運動会・リンゴ祭り
- 11月 三原田歌舞伎
- 12月 クリスマス
- 1月 お正月
- 2月 節分
- 3月 ひな祭り